



避難支援の流れ

支援を必要とされる方へ

災害時には、個別の避難計画に沿って、支援者などが皆さんの避難を手助けします。

避難支援の例

避難準備情報等
発令



慌てずに自分の身の安全を確保し、自宅で避難の準備をして待機してください。

支援者は、市や地域自主組織と協力し、すばやく安全な避難支援をめざします。

支援者などから安否確認の連絡をします。避難は支援者などの指示に従ってください。

支援者

安否確認



避難誘導



支援者

一人ひとりにあわせて作成した個別の避難計画に沿って、支援者などが避難誘導します。

避難所では、自治会・地域自主組織担当者、市職員などが安否確認を行い、必要があれば救護をします。

避難完了



お問い合わせはお気軽に

- 健康福祉部健康福祉総務課 ☎ (0854) 40-1041
- 大東総合センター保健福祉課 ☎ (0854) 43-6142
- 木次総合センター保健福祉課 ☎ (0854) 40-1083
- 吉田総合センター保健福祉課 ☎ (0854) 74-0215
- 加茂総合センター保健福祉課 ☎ (0854) 49-8612
- 三刀屋総合センター保健福祉課 ☎ (0854) 45-9501
- 掛合総合センター保健福祉課 ☎ (0854) 62-0056

地域の皆さんの命を守るための制度です

避難行動要支援者の避難支援制度



「避難行動要支援者の避難支援制度」ってなに？

「避難行動要支援者の避難支援制度」とは、障がいがあったり、お年寄りのひとり暮らしだったり、もしものときに自分ひとりでは避難ができない方(=要支援者)の命を守るための制度です。



名簿を作ります

重大な災害が発生したときに備え、「誰が、どんな支援を必要としているか」をまとめた名簿を作成し、自治会（地域自主組織）、民生委員・児童委員、市、消防などで共有し、安否確認などに役立てます。

どんな人が支援の対象になるの？

下記にひとつでもあてはまる方は、**支援の対象者**（要支援者）です。

- 避難情報などの確認ができない。
- 自分の身に危険を感じても、助けてくれる人に連絡できない。
- 災害が起きたとき、自分一人では避難をすることができない。

どんな支援が受けられるの？

災害が発生したときに、危険の度合いや避難の情報などを連絡します。その後、逃げ遅れがないか、困っていることがないかなどの安否確認をし、必要があれば避難誘導します。



支援してくれる人は、どんな人なの？

支援を希望する方と自治会（または地域自主組織）が話し合って決めます。

支援を申し込むにはどうしたらいいの？

お近くの自治会（または地域自主組織）にお問い合わせください。



避難方法を決めます

左のページで支援対象者となった方は、避難の方法を決めます。災害が起きた時には「誰が」、「どのようにして」、「どこへ」避難する手助けを行うかを個別の避難計画としてまとめておきます。

ご自分の避難計画を確認しましょう

「避難計画」は**2種類**！あなたはどちらの避難計画！？

- 災害時に避難をするとき、家族や親せきの支援が受けられない。
- 安全に避難するには、地域の人の手助けが必要だ。
- 家族とは同居しているが、昼間はひとりきりだ。
- 寝たきりである、または特別な医療が必要だ。

ひとつでもあてはまるものがある方

ひとつもあてはまらない方

あなたの避難計画は、

個別支援プラン

本人や家族だけでは避難できない方の計画です。自治会（または地域自主組織）と市などが協力して避難方法や場所を考えます。

あなたの避難計画は、

マイ避難プラン

家族や親せきの手を借りて避難ができる方の計画です。避難の方法はご自身で決めることができます。

⚠ 災害にそなえましょう ⚠

支援をする方も、状況によっては皆さんへの支援が難しい場合があります。そのような時に備え、日ごろから災害への対策や準備をしておくことが大切です。

水・食料は、**最低3日分**用意するようにしましょう。

